

令和6年 第11回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年11月11日					
3. 開催通知の期日	令和6年11月11日					
4. 招集期日	令和6年11月29日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	欠	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	欠	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出

11. 報告事項

報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について

12. 提出議案

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第31号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

2025年農林業センサスについて

<開会>

会長代理 皆様、ご苦労さまです。

ただいまから令和6年第11回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の欠席者ですが、富澤委員、関委員より欠席との連絡をいただいております。
白鳥委員に関しましては遅刻されるそうです。
それでは、招集者挨拶として、佐藤会長からご挨拶をお願いします。

<招集者挨拶>

議長 皆さん、足場が悪い中、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。
先日21日、長野県農業委員会大会に参加いたしました。一緒に行っていたいただいた方、ありがとうございます。いろいろ都合があろうかと思いますが、皆さんもできるだけ参加いただけるときには参加いただきたいと思っております。お願いいたします。

そのときの講演会で、グリーンファーム清里という、上越市の〇〇さんという方の講演会がありまして、その市では農地の集約が85%くらいできているというような大変先進的なことで、すごいなと思いつつ、うちも集約化とかいろいろできればいいなとは思いましたが、なかなかハードルが高いのかなと思いつつ聞いてきました。その後の農業会議70周年式典がございました。いろいろご祝辞をいただいたりして有意義に過ごさせていただきました。

それから、私も米農家なもので、米・食味分析鑑定コンクール国際大会というのが12月6日、7日に行われまして、その7日に見学に行くというツアーがあるのですが、その前に、大会にノミネートされるというのがまず第一なんです。また別のところから報告もされると思うんですが、私も自分も参加していたので興味があって見てみたのですが、残念ながら、山ノ内町から一般の部でノミネートはなかったんですが、相変わらず小学校が強くて、南小学校が特別優秀賞、東小学校と西小学校が金賞と出ておりました。小学校はすごいなと思ったような次第でございます。そのようなことを報告しまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしくをお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議長 それでは、まず議事録署名委員の選出ということで、

18番 望月 美知子 委員

19番 山本 和幸 委員

よろしくをお願いいたします。

<議事>

議長 それでは、5番の議事に入ります。

(1) 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1 ページをご覧ください。
報告第 2 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、今月は 1 件です。
農地所有者は〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇、対象農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇ー〇他 9 筆、現況地目、畑、現況面積 1 万 4 7 7 平米、農地のあっせん希望はございません。
以上、報告します。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、先に進みます。
(2) 報告第 2 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料 2 ページをお願いします。
報告第 2 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、今月 2 件です。
1 件目、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積 1, 8 8 7 平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足のためとなります。
2 件目、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、合計面積 1, 2 9 2 平米、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人へ所有権移転をするためとなります。
以上、報告します。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、先に進みます。
(3) 議案第 3 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料 3 ページをお願いします。
議案第 3 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月 2 件です。
1 件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積 3, 6 4 0 平米、耕作面積 8 3 0 平米、家族総数 4、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積 2 万 2, 3 0 6 平米、耕作面積 2 万 5, 5 1 6 平米、家族総数 6、稼働人員 4、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、合計面積 1, 2 9 2 平米、契約内容は売買で、価格は 2 3 万 4, 6 0 0 円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため、受人につきましては借り受けている農地を渡人の要望により購入するとなっております。
位置図を 1 2 ページ、公図を 1 3 ページに載せております。場所につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より約 2 6 3 m ほど南西に位置する農地となります。
2 件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積 9, 9 4 4 平米、耕作面積 1 万 9 0 2 平米、家族総数 6、稼働人員 4、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数 3、稼働人員 2、申請地は大字戸狩字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積 1 1 5 平米、契約内容は売買で、価格は 3 0 万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては受人の要望により、受人につきましては設計事務所やモデルルームを建てるために購入した土地に隣接する農地であり、購入して家庭菜園として野菜や草花を栽培したいためとなっております。位置図を14ページ、公図を15ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇から約210mほど西に位置する農地となります。以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
それでは、1番の案件について、補足説明を渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 この農地は、〇〇さんが10年以上お借りして管理している土地です。今回、渡人の〇〇〇さんから、母も高齢になり農地を買ってほしいと〇〇さんに相談があったことで、〇〇さんが購入されるという形になって申請となりました。ぶどう棚を立派に管理されていますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。
1番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、補足説明を下田委員、お願いいたします。

下田委員 渡人の〇〇さんですけれども、直接顔を合わせておりませんので詳しくは存じ上げないのですが、耕作面積、所有面積を見ますと結構広く農地を持っている方だなどお見受けしました。今回の申請場所ですけれども、受人の〇〇さんが8月の定例会のときにモデルハウスを建てるということで買われた農地の横にある農地です。モデルハウスが建つ土地とあわせて〇〇さんが管理をされるということで特段問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
この件につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
次に、進みます。
(4) 議案第31号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料7ページをお願いします。
議案第31号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、公社との売買が1件、利用権設定の新規設定が1件、再設定が5件の計7件です。
まず、売買のほうから申し上げます。
所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積2,868平米、利用目的はぶどうの作付になります。所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期につきましては令和6年12月20日、対価につきましては130万円と

なります。

続きまして、資料の9ページをお願いします。

次に、利用権でございます。

1件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積796平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、桃の作付を予定しています。賃料は10a当たり7,000円の再設定となります。

2件目、3件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、合計面積3,128平米、利用権の種類は使用賃借権で、5年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は無償の再設定となります。

4件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、合計面積5,956平米、利用権の種類は賃借権で、6年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10a当たり1万3,600円の再設定となります。

5件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積4,370平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10a当たり1万3,000円の再設定となります。

6件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積1,802平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万8,000円の新規設定となります。

以上、7件につきまして承認をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、7ページの1番の案件について、補足説明を渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 この農地は〇〇さんのお父さんが所有していたもので、お父さんがご存命のときは娘さんである〇〇さんが草取りのお手伝いをし、一緒に管理されていた土地です。相続後は管理も困難になり、〇〇さんが買手を探していたところ、昨年買手が見つかり、公社を通しての売買ということになりました。畑のほうにつきましては新しくぶどう棚も設置され、管理されています。大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

この件に関して質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

それでは、9ページの1番の案件について、補足説明を湯本委員、お願いいたします。

湯本浩委員 〇〇さんはこの畑を借りて桃を作るということで、今までもしっかり管理されているので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
9ページの1番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、2番と3番と合わせて、山本委員、補足説明をお願いいたします。

山本委員 ○○○○さんは大変熱心に果樹栽培を幅広くやっいらっしゃる方で、ここではプラムを栽培されるそうです。3筆とも再設定ですので特に問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 それでは、2番の案件についてから願います。2番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
なければ、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
それでは、引き続きまして3番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
なければ、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
4番の案件について、補足説明を月岡委員、願います。

月岡委員 ○○○○さんですが、長年借りていた畑で、二枚あるのですが、いずれもリンゴを栽培しておられます。再設定ということでありまして、今まできちんと管理されておりまして、これからも問題ないと思いますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
4番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
5番の案件につきまして、藤浦委員より補足説明をお願いいたします。

藤浦委員 ○○さんにご高齢でできないということで、10年ほど前から○○さんに貸して管理してもらっています。○○さんは10年以上前に新規就農されてこちらに来てやられているんですが、ほかの市町村にも農地があるので、手広くやり過ぎてちょっと若干管理が間に合っていないようなところがあります。全く問題がないというわけではないのですが、農業委員を中心にハツパをかけながら何とか管理をしていますので、よろしく願います。

議 長 この5番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですが、藤浦さんに、またよく見ながら気にかけておいてもらえるとありがたいと思います。それでは、5番の案件について採決します。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件について、補足説明を小坂委員、願います。

小坂委員 ○○○○さんの畑ですが、以前○○さんというがアスパラを栽培していたわけですが、亡くなられたので、ここでお返しをしたいということで申出がありまして、新

たに隣でリンゴを栽培している〇〇〇〇さんがリンゴを作るということで決まりました。〇〇さんは熱心にリンゴづくりをしておりますし、管理もきちんとされておりますので、大丈夫かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
では、6番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決といたします。
議事については以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございます。

<その他> 2025年農林業センサスについて

会長代理 以上をもちまして、第11回の定例総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時32分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名委員

署名委員
